

# 福岡県産業廃棄物排出事業者講習会

(令和8年度・建設廃棄物編)

福岡県 環境部 監視指導課

北九州市 環境局 環境監視部 産業廃棄物対策課

福岡市 環境局 環境監理部 産業廃棄物指導課

久留米市 環境部 廃棄物指導課

# 講習内容

1	建設廃棄物の種類	2頁
2	排出事業者について	5頁
3	保管基準	9頁
4	委託基準（建設廃棄物処理委託契約書記載例）	14頁
5	産業廃棄物管理票	19頁
6	建設リサイクル法について	25頁
7	不適切事例・誤りが多い取扱い等	26頁

※保管基準、委託基準や委託契約等の全般については共通編にて説明するため、共通編を受講したうえで、こちらを受講してください。

# 建設廃棄物の種類

産業廃棄物	分類	工事から排出される 廃棄物の具体的内容 (例)
	※ 廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、 合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
	※ ゴムくず	天然ゴムくず
	※ 金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、 足場パイプ、保安堀くず
	※ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び 陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程で生じる コンクリートブロック、 インターロッキングブロックのくず、 タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
	※ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生 じたコンクリートの破片その他これに類 する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片

※安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。  
ただし、廃石膏ボード、  
廃ブラウン管の側面部  
(以上ガラスくず及び陶  
磁器くず)、鉛蓄電池の  
電極、鉛製の管又は板  
(以上金属くず)、廃プ  
リント配線板 (廃プラス  
チック類、金属くず)、  
廃容器包装 (廃プラス  
チック類、ガラスくず及  
び陶磁器くず、金属く  
ず) は除く。

# 建設廃棄物の種類

	分類	工事から排出される廃棄物の具体的内容（例）
産業 廃棄物	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね200kN/m <sup>2</sup> 以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m <sup>2</sup> 以下） ・具体的には、場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水
	木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず ・具体的には、型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、 抜根・伐採材、木造解体材等
	紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず ・具体的には、包装材、段ボール、壁紙くず
	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず ・具体的には、廃ウエス、縄、ロープ類
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）

# 建設廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物	分類	工事から排出される廃棄物の具体的内容（例）
	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物 (石綿含有調査により、レベル1、レベル2に該当すると判断されたもの)	

一般廃棄物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容（例）
	現場事務所における生ごみ、新聞、雑誌等

## 2 排出事業者について

---

- － 1 排出事業者とは
- － 2 排出事業者の責任とは
- － 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外
- － 4 建設工事の排出事業者（元請業者）

# 2 排出事業者について

## 1. 排出事業者とは

法第11条第1項において、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされている。

よって、産業廃棄物を排出する事業活動を行っている事業者が、その産業廃棄物の排出事業者となる。

※法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(廃掃法、廃棄物処理法等と呼ばれる。)

## 2. 排出事業者の責任とは

- ・ 自らの責任において産業廃棄物を適正処理しなければならない。【法第11条】
- ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合でも、処理が完了するまで責任を負っている。
- ・ 事業者は、産業廃棄物を委託処理する場合には、当該産業廃棄物の処理状況の確認を行い、発生から最終処分までの行程が適正に行われるための措置を講ずるよう努めなければならない。【法第12条第7項】

### 【確認事項の例】

- ・ 中間処理の処理能力や最終処分場の残余容量が十分か。
- ・ 委託した産業廃棄物が多量に保管されていないか。
- ・ 保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか。
- ・ 安定型産業廃棄物の場合、展開検査が適正に行われているか。

### 3. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外【法第21条の3】

法では、基本的に排出事業者が誰であるか規定されていないが、「建設工事に伴い生じる廃棄物の処理」については、例外的に元請業者が排出事業者と規定されている。

#### 【建設工事とは】

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む）

なぜ？

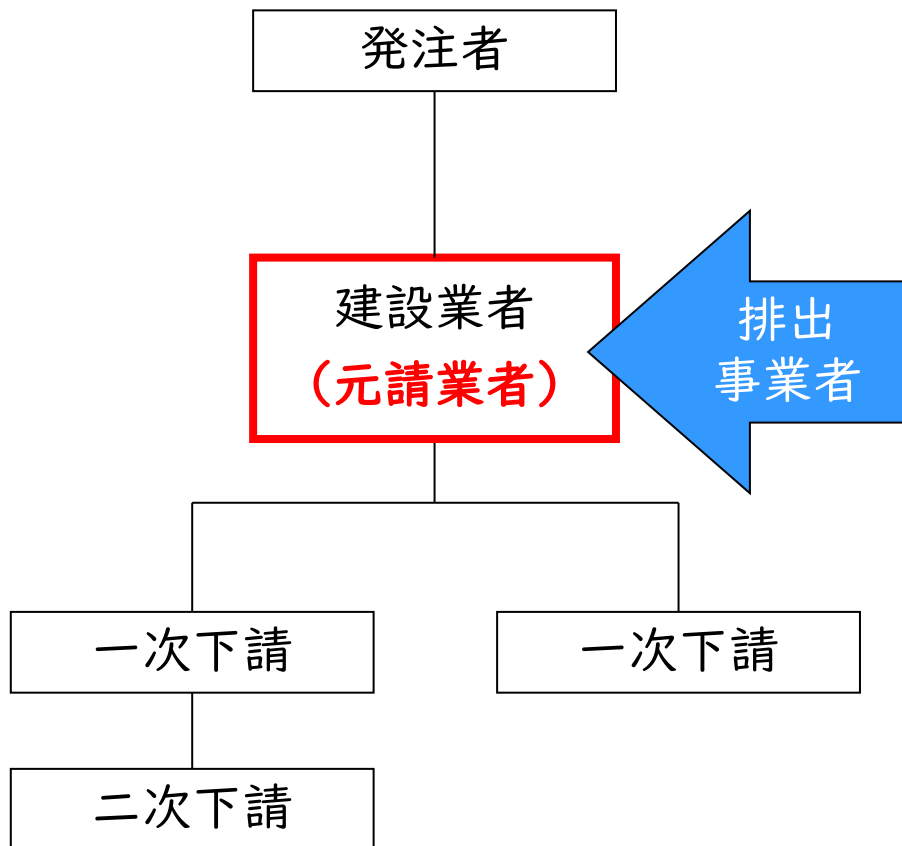
建設工事においては、建設工事の発注者、当該発注者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがあるからです。

このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています。

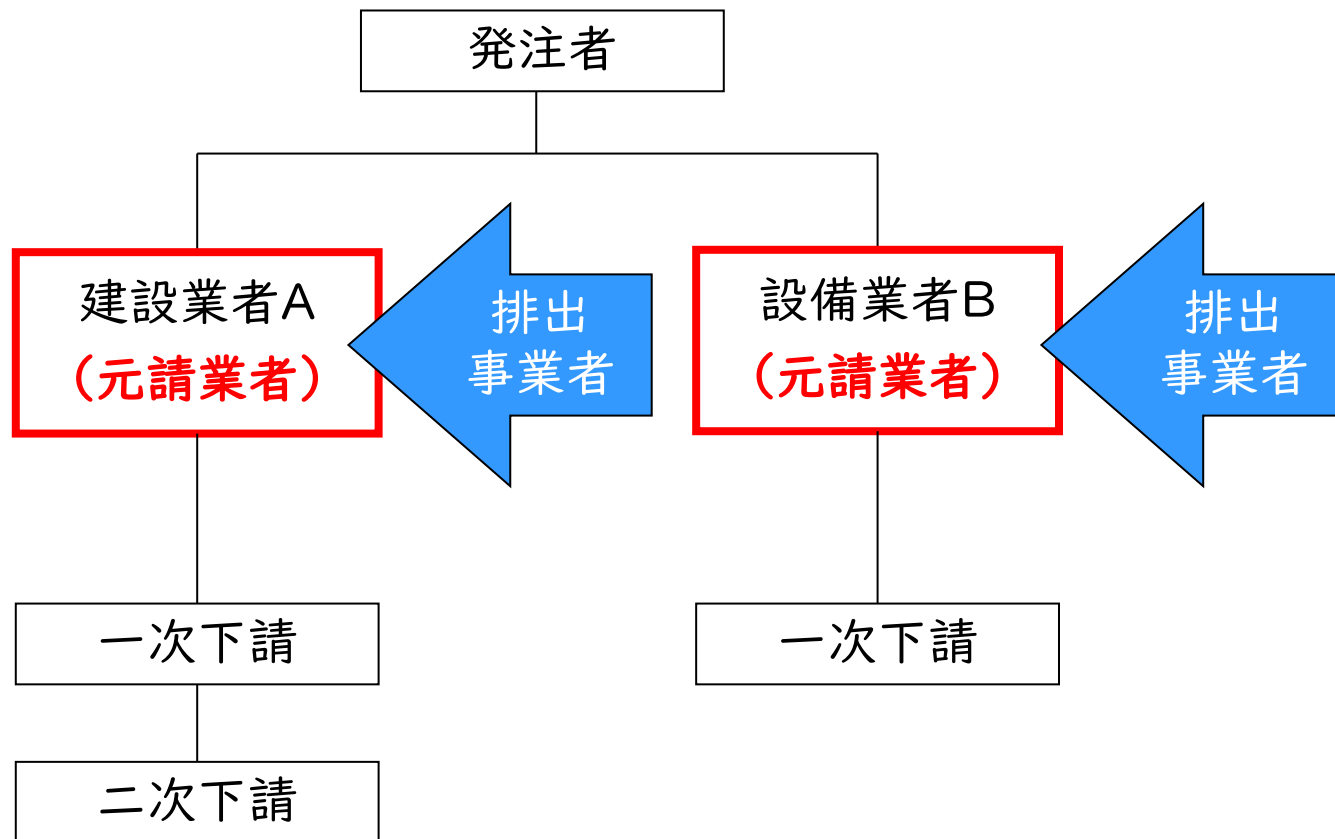


#### 4. 建設工事の排出事業者（元請業者）（代表例）

##### ①通常の場合



##### ②分離発注の場合



## 3 保管基準

---

- － 1 排出現場内における保管基準
- － 2 産業廃棄物保管場所の掲示板
- － 3 屋外で容器を用いず保管する場合
- － 4 事業場外（排出現場外）保管の基準・手続き

# 3 保管基準

## 1. 排出現場内における保管基準

排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境保全上支障のないように、これを保管しなければならない。（法第12条第2項）



### <排出現場内における保管基準>

- ① 周囲に囲いを設けること
- ② 必要事項を表示した掲示板を見やすいところに設けること（次頁参照）
- ③ 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭防止の措置を講ずること
- ④ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が、発生しないよう措置を講ずること
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切り等を設けること など

## 2. 産業廃棄物保管場所の掲示板

60cm以上

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	がれき類 廃プラスチック類 ガラスくず等 木くず 金属くず
管理者の氏名又は名称 連絡先	株式会社〇〇〇〇 000-000-0000
最大保管の高さ	△.△m

60cm以上

- ① 産業廃棄物の保管の場所である旨
- ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ③ 保管する産業廃棄物の種類

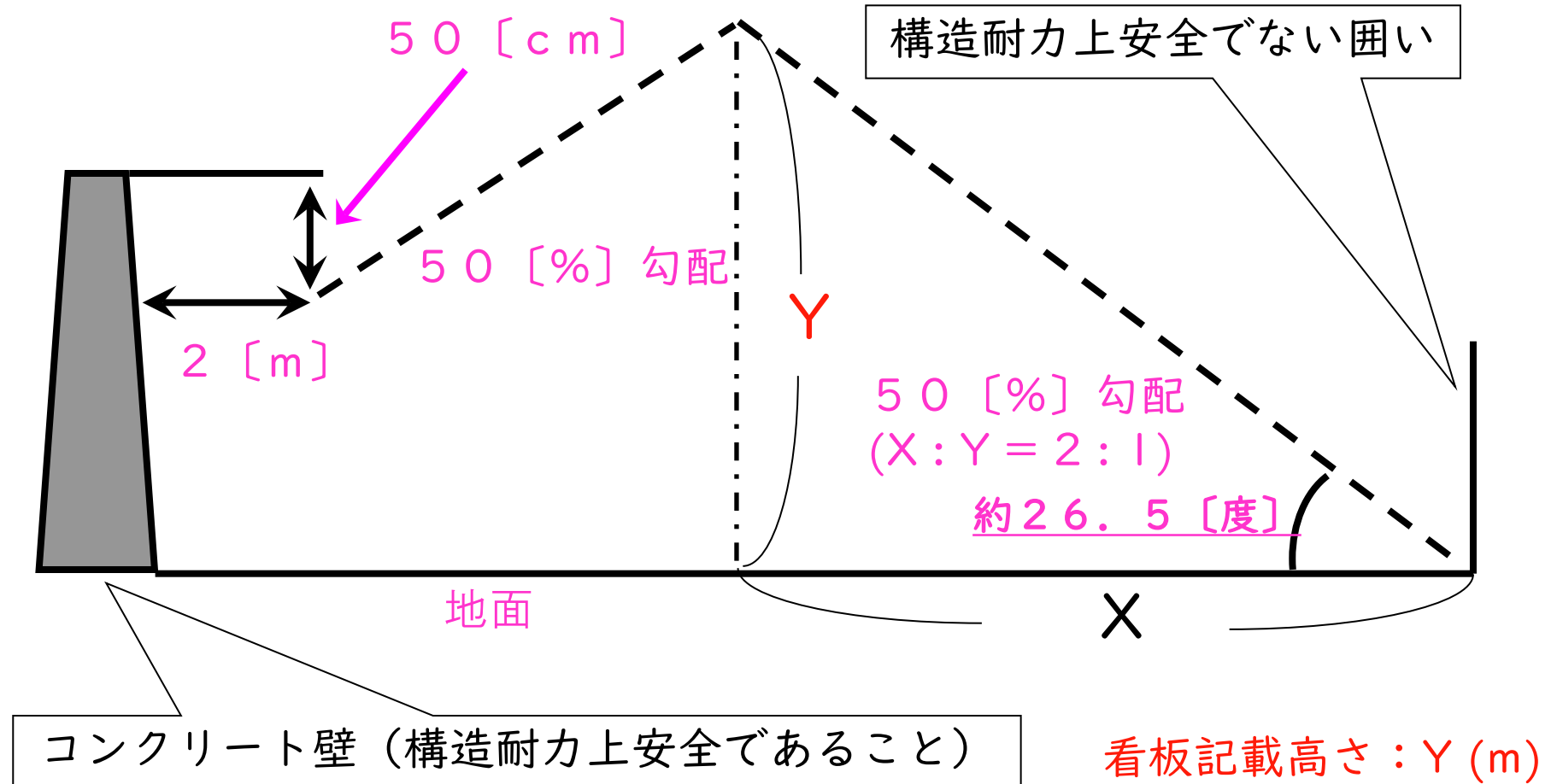
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載)

- ④ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、最大保管の高さ

## 【保管に係る必要な措置】 廃蛍光管の保管例



### 3. 屋外で容器を用いず保管する場合



#### 4. 事業場外（排出現場外）保管の基準・手続き

##### ○ **排出現場外**における保管基準（法第12条第1項）

排出現場外保管基準は、現場内保管基準に加え、次のことが追加される。

- ① 現場外の保管は、**積替えを行う場合のみ**可能であること
- ② 現場外保管をするためには、**あらかじめ、積替えを行った後の運搬先（処分先）と処分委託委託契約が締結**されていること
- ③ 現場外保管にあたっては、この保管場所での、**前月における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じた数量を超えない**こと

##### ○ 届出の対象となる保管（法第12条第3項）

排出事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物が生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときに、あらかじめ、その旨を県知事等に届け出なければならない。

- ① **建設工事に伴い発生する産業廃棄物**である
- ② 保管に使用する場所の**面積が、300㎡以上**である

- ・ **あらかじめ、処分場との委託契約が締結されていないと、事業場外保管ができない。**
- ・ **現場内での保管と異なり、保管数量に上限がある。**
- ・ **保管場所の面積は、敷地面積ではなく、「保管に使用する面積」である。**

## 4 委託基準（建設廃棄物処理委託契約書記載例）

---

- － 1 収集運搬の委託契約書
- － 2 処分の委託契約書

※委託基準や委託契約等の全般的事項については、共通編で説明しています。  
共通編を受講した上で、こちらを受講してください。

# 4 委託基準 (建設廃棄物処理委託契約書記載例)

## 【収集運搬の委託契約書】

許可証 (写) と照合確認する。

年 月 日

### 建設廃棄物処理委託契約書

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。  
◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)

	収集運搬用	処分用	収集運搬及び処分用
事業者			
住所			
名称			
代表者	(以下甲という)	(印)	(印)
住所			
名称			
代表者	(以下乙という)	(印)	(印)
収集運搬会社 (乙)	許可番号 (発生場所) (都道府県・政令市)		許可番号 (処分場所) (都道府県・政令市)
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( ) (特別管理産業廃棄物) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))、 廃石綿等、その他 ( )		
許可車両 ( ) 台			
住所			
名称			
代表者	(以下丙という)	(印)	(印)
処分会社 (丙)			

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

★記載漏れが多い

契約する廃棄物の品目のみではなく、許可を持っている品目全てに「○」が記載されているか確認する。



〔委託業務の内容〕

1. 工事名 \_\_\_\_\_
2. 排出場所 \_\_\_\_\_
3. 委託期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)

b) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うこと許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> )	円/(t,m <sup>3</sup> )	t,m <sup>3</sup>	破碎・	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
スファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> )	円/(t,m <sup>3</sup> )	t,m <sup>3</sup>	破碎・	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> )	円/(t,m <sup>3</sup> )				
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> )	円/(t,m <sup>3</sup> )				
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> )	円/(t,m <sup>3</sup> )				

積替え・保管施設を経由する場合に  
記載すること。  
収集運搬業許可証と照合確認する。

★記載誤りが多い  
運搬先の所在地を記入する。  
(複数の施設を有する処理業者に  
委託する際は注意)

# 【処分の委託契約書】

収集運搬会社  
(乙)

代表者 (以下乙という) 印 印 印

許可番号 (発生場所) (処分場所)

(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

許可証 (写) と照合確認する。

★記載漏れが多い  
契約する廃棄物の品目のみではなく、許可を持っている品目全てに「○」が記載されているか確認する。

処分会社  
(丙)

許可車両 ( ) 台

住所 名称 代表者 (以下丙という) 印 印

許可番号 (都道府県・政令市)

許可区分 中間処理 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の



## 5 産業廃棄物管理票

---

- －1 マニフェストの流れ
- －2 A票の留意事項
- －3 数量の記載について
- －4 混合廃棄物を委託する際の記載について
- －5 E票の確認について

※マニフェストに関する全般的事項については、共通編で説明しています。  
共通編を受講した上で、こちらを受講してください。

# 5 産業廃棄物管理票

## 1. マニフェストの流れ

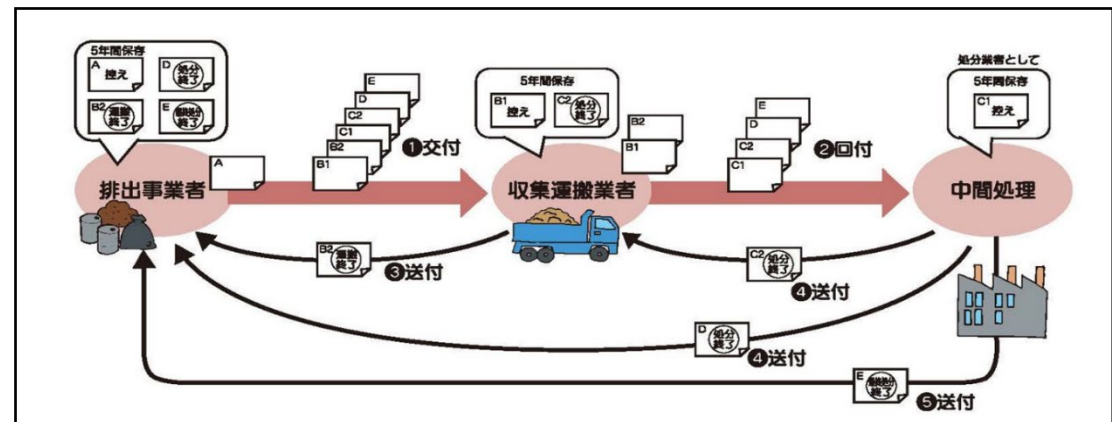
マニフェスト制度は、排出事業者が収集運搬業者、処分業者へ委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、産業廃棄物の適正処理を目的とした制度である。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用しなければならない。紙のマニフェストの交付については、以下のとおり。

- ① 産業廃棄物の引渡しと同時に委託した者に対して交付する。
- ② 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する。
- ③ 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等を記載する。
- ④ 保管期間は、交付した日から5年間。
- ⑤ 処理業者は、処理を終了した日から10日以内に排出事業者へマニフェストの写しを返送しなければならない。

紙マニフェストについては  
共通編 47～50頁  
電子マニフェストについては  
共通編 53～55頁  
をあわせて参照ください。

### マニフェストの流れ



## 2. A票の留意事項

A票

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト (A)

整理番号

交付年月日 年 月 日 交付番号 05013009234 交付担当者 氏名 所属 事前協議 番号/年月日等

排出事業者 事業者 住所 〒 事業場 (作業所) 所在地 〒 監合・取 検印又はサイン (B1票) 検印又はサイン (B2票) 検印又はサイン (D票) 検印又はサイン (E票)

氏名又は名称 電話番号 名称 電話番号

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m <sup>3</sup> )		安定型品目		数量		管理型品目		数量	
01	コンクリートがら	07	混合 (安定型のみ)			11	建設汚泥		
02	アスコンがら	08	石綿含有産業廃棄物			12	紙くず		
03	その他がれき類					13	木くず		
04	ガラス・陶磁器くず					14	繊維くず		
05	廃プラスチック類					15	廃石膏ボード		
06	金属くず					16	混合 (管理型含む)		

中間処理 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 産業廃棄物 及び管理票の交付番号 (登録番号) 1 帳簿記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 1 委託契約書記載のとおり 2 当票記載

運搬受託者 (収集運搬業者) (1) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積替え・保管 1. 有 2. 無 収集運搬車両番号 車種

運搬受託者 (収集運搬業者) (2) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積替え・保管 1. 有 2. 無 収集運搬車両番号 車種

所在地 〒 名称 電話番号 処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破砕 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遊離型 7. 8.

処分委託者 (処分業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印) 運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印) 処分の受託 (受託者) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は受領印)

発送年月日 年 月 日 受領年月日 年 月 日 受領年月日 年 月 日

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称 (委託契約)

発行元: 建設九団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です

### ★記載漏れが多い

- ・ 照合確認の日付は、処理終了後10日以内 (送付期限10日以内)
- ・ B2票、D票、E票は、排出事業者保管のため照合確認が必要
- ・ B1票は、2者以上の業者が運搬した場合のみ排出事業者保管のため照合確認必要

### <マニフェストA票の確認事項>

- ・ 青色着色囲み部分に記載漏れがないか。
  - ・ 委託契約者以外の者が、収集運搬又は処分を行っているか。
- ★A票を保管しているか。
- ・ 回送後、照合確認しているか。

### 3. 数量の記載について

A票

者	電話番号	電話番号	日
産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m <sup>3</sup> , l)			
安定型品目	数量	安定型品目	数量
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)	
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物	
03 その他がれき類		13 木くず	3
04 ガラス・陶磁器くず		14 繊維くず	
05 廃プラスチック類		15 廃石膏ボード	
06 金属くず		16 混合 (管理型含む)	
			総重量又は総容量
			3
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 及び管理票の交付番号 (登録番号)		2 当欄記載のとおり
最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地 / 名称		1 委託契約書記載のとおり	2 当欄記載のとおり
運搬受託者 (収集運搬業者) (1)		運搬受託者 (収集運搬業者) (2)	
住所 〒		住所 〒	
氏名又は名称		氏名又は名称	
		所 名	

排出事業場にて記載：概算で可

## 4. 混合廃棄物を排出する際の記載について

A票

者	電話番号	電話番号					
<p style="text-align: right;">品目ごとの数量は記載不要</p>							
産業廃棄物の種類		(単位 t Kg . m <sup>3</sup> . ℓ)					
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物	
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず			
03 その他がれき類				13 木くず			
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず			
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	3
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)	3		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 及び管理票の交付番号 (登録番号)			1 帳簿記載の			
最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定)		所在地 / 名称		1 委託契約書記載のとおり		2 当欄記載のとおり	
運搬受託者 (収集運搬業者) (1)				運搬受託者 (収集運搬業者) (2)			
住所 〒				住所 〒			
氏名又は名称				氏名又は名称			

混合廃棄物の欄に合計を記載





# 6 建設リサイクル法について

○ 建設リサイクル法の対象となる工事は、特定建設資材が使われている構造物で、かつ対象規模以上の工事です。(届出者は発注者又は自主施工者)

- ・ 特定建設資材 … ①コンクリート  
②コンクリートと鉄からなる建設資材  
③木材  
④アスファルト・コンクリート

## ・ 対象となる工事の規模

工事の種類	規模の基準
①建築物の解体工事	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
②建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
③建築物の修繕・模様替(リフォーム等)の工事	請負代金の額 1億円以上
④その他の工作物に関する工事(土木工事を含む)	請負代金の額 500万円以上

※届出先 政令指定都市等以外の場合…福岡県の各県土整備事務所  
北九州市の場合 …都市戦略局建築指導課  
福岡市の場合 …住宅都市みどり局建築物安全推進課  
久留米市の場合 …都市建設部建築指導課

○ 建設リサイクル法の対象工事では、その受注者等が分別解体等及び再資源化等の義務を負うこととされており、原則として**ミンチ解体(重機により建築物を一気に取り壊す解体工法)**は禁止されています。

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社 ○○○○		
代表者の氏名	代表取締役社長 ○○ ○○		
技術者の氏名	専任の有無	○○ ○○	有
資格名	資格者証交付番号	一級建築施工管理技士	○○ ○○
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	総合工事業		
許可番号	国土交通大臣許可 ○○ ○○		
許可年月日	令和 ○年 ○月 ○日		
	リサイクル法 受付番号:	—	

表示例

リサイクル法  
受付番号: —

※建設業許可又は解体工事登録の標識に掲示していただきますようお願いいたします。

## 7 不適切事例・誤りが多い取扱い等

- －1 窯業系サイディング材
- －2 建設汚泥
- －3 水銀使用製品産業廃棄物
- －4 石綿（アスベスト）を含む産業廃棄物
  - (1) 廃石綿等
  - (2) 石綿含有産業廃棄物
- －5 廃PCB等及びPCB汚染物（PCB廃棄物）
- －6 残置物の処理責任（家具、家電、事務机、書類など）
- －7 地下工作物の存置

# 7 不適切事例・誤りが多い取扱い 等

## 1. 窯業系サイディング材

窯業系サイディング材とは、セメント+繊維質原料（木片、木材繊維、紙粉等）からなる成形板であり、**安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。**



外見は  
スレート



内部に  
木片あり

- ・ 窯業系サイディング材の繊維質は視認困難なため、目視で木片等がないことを確認したとしても、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。

## 2. 建設汚泥

**人為的に水を加えて発生した泥状の物は、産業廃棄物の汚泥**となる。また、舗装切断時に発生する汚濁水についても、産業廃棄物の汚泥となる。

※発生当初は泥状で、現場保管している間に非泥状となったとしても、建設汚泥となる。

- ・ 地下水により発生した泥状の物は、法では土砂となる（土砂は産業廃棄物ではない）
- ・ 発生した時点で廃棄物の判断を行うため、保管中に性状が変わっても（さらさら状態）、汚泥として処理が必要である

### 3. 水銀使用製品産業廃棄物

「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、水銀を使用している製品が廃棄物になったものを「**水銀使用製品産業廃棄物**」として保管基準や委託基準においての措置を規定されることとなった。

(環境省ホームページにガイドライン・パンフレットが掲載されている。

⇒<https://www.env.go.jp/content/900537048.pdf>)

- 【対象】**
- ① **蛍光灯**、H I Dランプ、水銀体温計、水銀式血圧計など環境省令に列挙されている製品
  - ② ①の製品が組み込まれているもの(蛍光灯など対象外あり)
  - ③ 水銀又は水銀化合物の使用が表示されているもの

**\*通常の産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要\***

	必要な措置
排出	・水銀使用製品が容易に取り外せる製品については、水銀使用製品を取り出し、取り外した物を「水銀使用製品産業廃棄物」として取り扱うこと
保管	・掲示板の産業廃棄物の種類の欄に、「水銀使用製品産業廃棄物」を含む旨を記載すること ・他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の措置を講ずること
収集運搬	・破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないよう区分すること
委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の処理ができる事業者へ委託すること ・契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」を含む旨を記載すること(具体的な製品名を記載することが望ましい)
マニフェスト	・「水銀使用製品産業廃棄物」を含む旨を記載すること(具体的な製品名を記載することが望ましい)
処分	・水銀が大気中に飛散しないよう、必要な措置をとること ・水銀回収の対象となる「水銀使用製品産業廃棄物」については、ばい焼又は分離により水銀回収すること ・安定型処分場への埋立は行わないこと

## 4. 石綿（アスベスト）を含む産業廃棄物

石綿を含む産業廃棄物の処理に当たっては、通常の産業廃棄物・特別産業廃棄物の処理に加え、飛散防止等に係る追加の措置が必要となる。



吹付け石綿（レベル1）



石綿含有保温材（レベル2）



石綿含有波板スレート（レベル3）

種類	概要	飛散性のレベル	具体例
<b>廃石綿</b> <b>(特別管理産業廃棄物)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物その他の工作物から除去された石綿を含む吹き付け材</li> <li>石綿を含む保温材・被覆材</li> <li>石綿除去作業において用いられ、石綿が付着しているおそれがあるもの</li> </ul>	レベル1 レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹き付け石綿</li> <li>石綿含有保温材</li> <li>石綿含有断熱材</li> <li>石綿含有耐火被覆材</li> <li>石綿除去作業（レベル1・2）で用いたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣、用具・器具 等</li> </ul>
石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿を含むスレート（波板、ボード）</li> <li>ケイ酸カルシウム板（第1種）</li> <li>ビニル床タイル</li> <li>石綿含有仕上塗材 等</li> </ul>

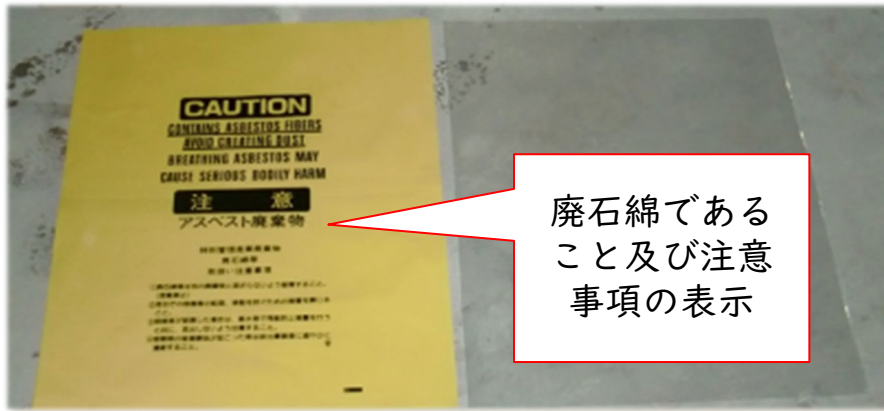
※労働安全衛生法及び大気汚染防止法で義務付けられている事前調査により、石綿含有建材を的確に把握することが重要

## 4. (1) 廃石綿等

**\*通常の特別管理産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要\***

- こん包する等飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと
- 溶融、無害化処理による処分を行うこと
- 埋立処分を行う場合、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化後、耐水性の材料で二重こん包すること
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

<二重こん包の例>



こん包するプラスチック袋



二重袋詰め

※解体等工事に際しては、**労働安全衛生法・大気汚染防止法**に基づく事前届出、作業基準の遵守が必要となる。

## 4. (2)石綿含有産業廃棄物

\*通常の産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要\*

	必要な措置
排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去は原則手作業で行い、原型のまま撤去すること</li> <li>・やむを得ず切断等が必要な場合には、散水などにより十分に湿潤化したうえで、破碎又は切断を行うこと</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>掲示板の産業廃棄物の種類の欄に「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載</b>すること</li> <li>・他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置を講ずること</li> <li>・飛散しないようシート掛け、袋詰め等の必要な措置を講ずること</li> <li>・荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねること（混入や飛散を防止するために、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示することが望ましい）</li> </ul>
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎することのないよう、また他の物と混合するおそれのないよう区分すること</li> </ul>
委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石綿含有産業廃棄物」の処理ができる事業者へ委託すること</li> <li>・委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載すること</li> </ul>
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載すること</li> </ul>
処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理は溶融又は無害化处理により行うこと（がれき類等に混入し、中間処理として破碎施設に持ち込まないこと）</li> <li>・石綿含有産業廃棄物の許可を有している最終処分（埋立）場で処分すること</li> </ul>

※解体等工事に際しては、**労働安全衛生法**及び**大気汚染防止法**の規定に従い、作業基準を遵守して行う必要がある。



## 5. 廃PCB等及びPCB汚染物（PCB廃棄物）

電気を通さない安定性が高い物質のため電気機器の**絶縁油等**にPCBが使用された製品が廃棄物になったもの。

**注意！**

※PCB廃棄物はPCB特措法等により処分期間が定められています。電気機器更新工事や解体工事の際に発見されることが多いので、新たに判明したものがあれば、**県保健福祉環境事務所又は政令市までご連絡ください。**

※古い**電気機器**は、PCBが含まれている可能性があるため、**事前にしっかり確認**するようにしましょう。

※PCB廃棄物は元請業者ではなく**保管事業者（建物の所有者）**が、**排出事業者**となり処理しなければなりません。



変圧器（トランス）



コンデンサー



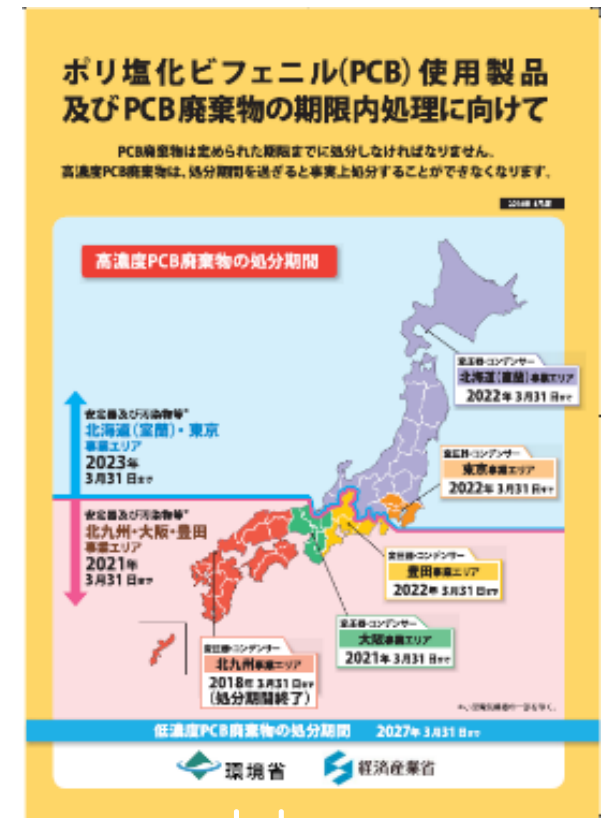
銘板



小型コンデンサー（配電盤などに使用）



安定器（照明器具に使用）



## 6. 残置物の処理責任（家具、家電、事務机、書類など）

建築物の解体時に所有者が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者にある。このため、所有者等が解体前に残置物を適正に処理する必要がある。

### 運搬を委託する場合

- ・ 店舗、事務所等の残置物：**産業廃棄物**の委託契約、収集運搬の許可が必要  
※工事に伴う産業廃棄物ではないため、元請業者は排出事業者ではない
- ・ 一般家庭（住宅）の残置物：**一般廃棄物**の収集運搬の許可が必要  
※産業廃棄物収集運搬業者への委託不可（**無許可運搬**となる）

## 7. 地下工作物の存置

地下工作物（杭、地下室、受水槽、暗渠など）は、建築物の解体に伴い、不要となった時点から廃棄物となる。この廃棄物となった地下工作物の処理責任は、建築物を解体する元請業者（排出事業者）となるため、本来、産業廃棄物として処理しなければならない。

しかし、「**やむを得ず存置**」する場合は、存置理由を明確にし、**各行政機関との協議**が必要な場合があります。（存置理由について、工期短縮、経済性などの理由は「やむを得ない存置」とは言えない）

※ 令和3年9月30日付環境省通知により、協議事項が明確になりました。

※ 協議なく存置した場合は、不法投棄と判断されることがあります。

第16条 投棄禁止 「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」  
（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科）

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」抜粋

### 第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。